

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	35 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	34 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

栃木国民年金 事案 697

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年3月まで
母親が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料は、短大を卒業してから私が納めていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成5年7月に払い出されており、その時点で、申立期間の保険料は過年度扱いとなるが、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直前の4年4月から同年9月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間の過年度納付書が発行されていた可能性もうかがわれることから、申立期間についても過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 7 月 31 日まで
ねんきん定期便を見たところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それ以前と比べて随分低くなっていた。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年11月から14年6月まで28万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年7月31日以降の同年8月8日付けで、当該期間の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたため、厚生年金保険から脱退する届出を行った。」としている。

さらに、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本から、役員でなかったことが確認できる上、申立期間について、雇用保険の加入記録を有していることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①の標準報酬月額を平成3年8月及び同年9月は15万円、同年10月は17万円とすることが必要である。

申立人の申立期間②に係るA社における資格喪失日は平成4年6月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

申立人の申立期間③に係るB社における資格喪失日は平成4年10月28日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、同年7月から同年9月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③のうち平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月1日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

申立期間①について、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていた。給与は下がった記憶は無いので、正しい記録に訂正してほしい。また、申立期間②及び③については、継続して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、雇用保険の記録から、申立人がA社に平成

4年5月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年8月及び同年9月は15万円、同年10月は17万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年6月1日以降の同年8月26日付けで、当該期間について、さかのぼって10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人及び同僚は当該事業所において、申立人はCの業務に就いており、社会保険関係の業務には携わってなかった旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、係る処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出たとおり平成3年8月及び同年9月は15万円、同年10月は17万円とすることが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社は、平成4年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日後の同年8月25日及び同年8月26日付けで、申立人を含む164人の従業員の厚生年金保険の被保険者資格を3年11月30日に遡及^{そきゅう}して喪失させている上、同年10月1日付けの定時決定の記録を取り消されていることが確認でき、かつ、当該処理前の記録から、同年6月1日において当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年11月30日を資格喪失日とした処理を行う合理的理由は無く、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である4年6月1日とすることが必要であると認められる。また、申立人の3年11月から4年5月まで標準報酬月額は、3年10月の社会保険事務所の記録から17万円とすることが必要である。

2 申立期間③については、雇用保険の記録から、申立人がB社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、B社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その処理は同年10月28日に行われているとともに、同日付けで、申立人を含む134人の従業員の厚生年金保険の被保険者資格を同年7月31日に遡及^{そきゅう}して喪失させている上、同年10月1日付けの定時決定の記録を取り消されていることが確認できる。しかし、当該処理前の記録から、同年7月31日において当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所において、上記資格の喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった処理を行った日から判断して、平成4年10月28日であると認められる。

なお、平成4年7月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、17万円とすることが必要である。

また、申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、オンライン記録により、B社の厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、21年6月26日付けで当初の4年7月31日から同年12月1日へと訂正されていることが確認できるところ、前述のとおり当初、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理が行われた同年10月28日から同年11月30日までの期間は、雇用保険の被保険者記録によって申立人の継続勤務が確認できる上、申立人と同様に訂正処理が行われていることが確認できる複数の同僚が所持している給与明細書において、同年10月及び同年11月の厚生年金保険料が控除されていることから判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年10月の定時決定の記録から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる処理を同年10月28日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に行われるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 11 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年4月から11年2月までは56万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年3月31日の翌日（平成11年4月1日）に、9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書によると、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う支給額及び保険料控除がなされていることが確認できる上、当該事業所の元経理担当者の証言によると、「多額の社会保険料滞納があり、以前から社長と一緒に、納付計画の相談のために社会保険事務所に出向いていた。」としている。

また、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により取締役であったことが確認できるところ、申立人は、当該事業所においてB部長として勤務しており、社会保険事務等については一切携わっていなかったとしており、元役員も、「申立人は、名前だけの役員でB担当だったので、経営や社会保険の手続等にはかかわっていなかった。」としている上、申立人は、申立期間において雇用保険の加入歴を有していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該^{ぞきゅう}遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月16日から58年1月16日まで

私の年金記録を調べたところ、申立期間におけるA社の厚生年金保険の被保険者としての加入記録が無いとのことだった。しかし、高等学校を卒業後ずっと同じ会社に勤めていたので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとは考えられない。当時の給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び事業所からの回答により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和58年1月16日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和57年11月のオンライン記録及び給与明細書の厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」における申立人の資格喪失日は、昭和57年12月16日となっていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、平成11年7月から同年9月までは28万円、同年10月から同年12月までは30万円、12年1月から同年10月までは28万円、同年11月及び同年12月は30万円、13年1月から同年10月までは28万円、同年11月及び同年12月は30万円、14年1月から同年11月までは28万円、同年12月は30万円、15年1月から同年10月までは34万円、同年11月及び同年12月は36万円、16年1月から19年6月までは30万円とすることが必要である。

申立人の申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月12日については26万3,000円、同年12月30日については31万3,000円、18年8月12日については25万6,000円、19年8月11日については22万2,000円、同年12月29日については27万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月1日から19年7月1日まで
② 平成17年8月12日
③ 平成17年12月30日
④ 平成18年8月12日
⑤ 平成19年8月11日
⑥ 平成19年12月29日

「ねんきん定期便」の標準報酬月額と保険料納付額を確認したところ違っていること、賞与についても厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず記録が無いことに気が付き、事業主に確認したところ「経営難のため保険

料として納めない代わりに退職金に積み立てている。」と言われた。前もって相談も無かったし、給与からは保険料として控除されているので保険料として支払われているものと思っていた。このままでは将来の年金額も少なくなってしまうので、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主から提出された諸給与支払内訳明細書の厚生年金保険料控除額及び所得・課税証明書の社会保険料控除額から、申立期間①のうち平成11年7月から同年9月までは28万円、同年10月から同年12月までは30万円、12年1月から同年10月までは28万円、同年11月及び同年12月は30万円、13年1月から同年10月までは28万円、同年11月及び同年12月は30万円、14年1月から同年11月までは28万円、同年12月は30万円、15年1月から同年10月までは34万円、同年11月及び同年12月は36万円、16年1月から19年6月までは30万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った標準報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は、諸給与支払明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②、③、④、⑤及び⑥については、事業主から提出された諸給与支払内訳明細書から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

事業主から提出された諸給与支払内訳明細書において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間②については27万円、申立期間③につい

ては 33 万円、申立期間④については 27 万円、申立期間⑤については 24 万円、申立期間⑥については 30 万 1,000 円であり、一方、当該諸給与支払内訳明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、申立期間②については 26 万 3,000 円、申立期間③については 31 万 3,000 円、申立期間④については 25 万 6,000 円、申立期間⑤については 22 万 2,000 円、申立期間⑥については 27 万 2,000 円である。

したがって、申立人の標準賞与額は、平成 17 年 8 月 12 日については 26 万 3,000 円、同年 12 月 30 日については 31 万 3,000 円、18 年 8 月 12 日については 25 万 6,000 円、19 年 8 月 11 日については 22 万 2,000 円、同年 12 月 29 日については 27 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については30万2,000円、18年7月15日については16万円、同年12月15日については、31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については31万円、申立期間②については16万5,000円、申立期間③については31万円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については30万2,000円、申立期間②につい

ては 16 万円、申立期間③については 31 万円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については 30 万 2,000 円、申立期間②については 16 万円、申立期間③については 31 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については45万6,000円、18年7月15日については32万9,000円、同年12月15日については、44万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については46万8,000円、申立期間②については33万8,000円、申立期間③については44万2,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については45万6,000円、申立

期間②については32万9,000円、申立期間③については44万2,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については45万6,000円、申立期間②については32万9,000円、申立期間③については44万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については28万9,000円、18年7月15日については16万円、同年12月15日については、28万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された貸金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については29万7,000円、申立期間②については16万5,000円、申立期間③については28万1,000円であり、一方、当該貸金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については28万9,000円、申立

期間②については16万円、申立期間③については28万1,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については28万9,000円、申立期間②については16万円、申立期間③については28万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については21万5,000円、18年7月15日については12万円、同年12月15日については、22万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については22万1,000円、申立期間②については12万4,000円、申立期間③については22万1,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については21万5,000円、申立

期間②については12万円、申立期間③については22万1,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については21万5,000円、申立期間②については12万円、申立期間③については22万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については24万2,000円、18年7月15日については14万8,000円、同年12月15日については、23万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については24万9,000円、申立期間②については15万2,000円、申立期間③については23万5,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については24万2,000円、申立

期間②については14万8,000円、申立期間③については23万5,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については24万2,000円、申立期間②については14万8,000円、申立期間③については23万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については14万1,000円、18年7月15日については8万円、同年12月15日については、15万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された貸金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については14万5,000円、申立期間②については8万3,000円、申立期間③については15万6,000円であり、一方、当該貸金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については14万1,000円、申立

期間②については8万円、申立期間③については15万6,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については14万1,000円、申立期間②については8万円、申立期間③については15万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については7万8,000円、18年7月15日については7万5,000円、同年12月15日については、10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については8万円、申立期間②については7万7,000円、申立期間③については10万円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については7万8,000円、申立期間②については

7万5,000円、申立期間③については10万円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については7万8,000円、申立期間②については7万5,000円、申立期間③については10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については19万5,000円、18年7月15日については9万7,000円、同年12月15日については、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については20万円、申立期間②については10万円、申立期間③については15万円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については19万5,000円、申立期間②については9

万7,000円、申立期間③については15万円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については19万5,000円、申立期間②については9万7,000円、申立期間③については15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については27万8,000円、18年7月15日については14万7,000円、同年12月15日については、28万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については28万6,000円、申立期間②については15万1,000円、申立期間③については28万6,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については27万8,000円、申立

期間②については14万7,000円、申立期間③については28万6,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については27万8,000円、申立期間②については14万7,000円、申立期間③については28万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については23万9,000円、18年7月15日については11万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、厚生年金特例法という。）に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①及び②の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については24万6,000円、申立期間②については12万3,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については23万9,000円、申立期間②については11万9,000円であること

が確認できる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、申立期間①については23万9,000円、申立期間②については11万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、申立人は、事業主から提出された賃金台帳からは、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、オンライン記録から平成18年12月26日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、厚生年金保険法第24条の3の規定から、標準賞与額として認定されるのは、被保険者として、その月に受けた賞与額に基づくものとされていることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については11万3,000円、18年7月15日については8万6,000円、同年12月15日については、14万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については11万6,000円、申立期間②については8万9,000円、申立期間③については14万9,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については11万3,000円、申立

期間②については8万6,000円、申立期間③については14万9,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については11万3,000円、申立期間②については8万6,000円、申立期間③については14万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については46万1,000円、18年7月15日については25万6,000円、同年12月15日については、47万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については47万3,000円、申立期間②については26万3,000円、申立期間③については47万3,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については46万1,000円、申立

期間②については25万6,000円、申立期間③については47万3,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については46万1,000円、申立期間②については25万6,000円、申立期間③については47万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については39万1,000円、18年7月15日については20万7,000円、同年12月15日については、40万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された貸金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については40万1,000円、申立期間②については21万3,000円、申立期間③については40万1,000円であり、一方、当該貸金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については39万1,000円、申立

期間②については20万7,000円、申立期間③については40万1,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については39万1,000円、申立期間②については20万7,000円、申立期間③については40万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については32万円、18年7月15日については15万9,000円、同年12月15日については、30万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については32万9,000円、申立期間②については16万4,000円、申立期間③については30万9,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については32万円、申立期間②

については15万9,000円、申立期間③については30万9,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については32万円、申立期間②については15万9,000円、申立期間③については30万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については34万5,000円、18年7月15日については18万2,000円、同年12月15日については、33万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については35万4,000円、申立期間②については18万7,000円、申立期間③については33万3,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については34万5,000円、申立

期間②については18万2,000円、申立期間③については33万3,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については34万5,000円、申立期間②については18万2,000円、申立期間③については33万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については26万9,000円、18年7月15日については14万2,000円、同年12月15日については、27万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については27万6,000円、申立期間②については14万6,000円、申立期間③については27万6,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については26万9,000円、申立

期間②については14万2,000円、申立期間③については27万6,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については26万9,000円、申立期間②については14万2,000円、申立期間③については27万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については40万円、18年7月15日については21万2,000円、同年12月15日については、41万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については41万1,000円、申立期間②については21万8,000円、申立期間③については41万1,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については40万円、申立期間②

については21万2,000円、申立期間③については41万1,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については40万円、申立期間②については21万2,000円、申立期間③については41万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については31万9,000円、18年7月15日については17万9,000円、同年12月15日については、32万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については32万8,000円、申立期間②については18万4,000円、申立期間③については32万8,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については31万9,000円、申立

期間②については17万9,000円、申立期間③については32万8,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については31万9,000円、申立期間②については17万9,000円、申立期間③については32万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については36万9,000円、18年7月15日については20万7,000円、同年12月15日については、37万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については37万9,000円、申立期間②については21万3,000円、申立期間③については37万9,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については36万9,000円、申立

期間②については20万7,000円、申立期間③については37万9,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については36万9,000円、申立期間②については20万7,000円、申立期間③については37万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については24万1,000円、18年7月15日については12万8,000円、同年12月15日については、24万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については24万8,000円、申立期間②については13万2,000円、申立期間③については24万8,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については24万1,000円、申立

期間②については12万8,000円、申立期間③については24万8,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については24万1,000円、申立期間②については12万8,000円、申立期間③については24万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については4万8,000円、18年7月15日については26万円、同年12月15日については、50万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については5万円、申立期間②については26万7,000円、申立期間③については53万4,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については4万8,000円、申立期間②に

については26万円、申立期間③については50万8,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については4万8,000円、申立期間②については26万円、申立期間③については50万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については63万3,000円、18年7月15日については38万円、同年12月15日については、74万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された貸金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については65万円、申立期間②については39万円、申立期間③については78万円であり、一方、当該貸金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については63万3,000円、申立期間②については38

万円、申立期間③については74万2,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については63万3,000円、申立期間②については38万円、申立期間③については74万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については59万6,000円、18年7月15日については36万5,000円、同年12月15日については、59万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については61万2,000円、申立期間②については37万5,000円、申立期間③については63万円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については59万6,000円、申立期間②

については36万5,000円、申立期間③については59万9,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については59万6,000円、申立期間②については36万5,000円、申立期間③については59万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については60万6,000円、18年7月15日については37万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①及び②の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については62万2,000円、申立期間②については38万1,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については60万6,000円、申立期間②については37万1,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、申立

期間①については60万6,000円、申立期間②については37万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については71万8,000円、18年7月15日については43万1,000円、同年12月15日については、72万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については73万7,000円、申立期間②については44万2,000円、申立期間③については76万円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については71万8,000円、申立期間②

については43万1,000円、申立期間③については72万3,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については71万8,000円、申立期間②については43万1,000円、申立期間③については72万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については62万1,000円、18年7月15日については35万1,000円、同年12月15日については、59万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については63万7,000円、申立期間②については36万円、申立期間③については63万円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については62万1,000円、申立期間②につい

ては 35 万 1,000 円、申立期間③については 59 万 9,000 円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については 62 万 1,000 円、申立期間②については 35 万 1,000 円、申立期間③については 59 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については41万2,000円、18年7月15日については25万1,000円、同年12月15日については、43万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については42万3,000円、申立期間②については25万8,000円、申立期間③については46万円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については41万2,000円、申立期間②

については25万1,000円、申立期間③については43万7,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については41万2,000円、申立期間②については25万1,000円、申立期間③については43万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年12月15日については38万6,000円、18年7月15日については29万3,000円、同年12月15日については、50万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月15日
③ 平成18年12月15日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間①、②及び③の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、申立期間①については39万6,000円、申立期間②については30万1,000円、申立期間③については53万円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、申立期間①については38万6,000円、申立期間②

については29万3,000円、申立期間③については50万4,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、申立期間①については38万6,000円、申立期間②については29万3,000円、申立期間③については50万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 15 日

A事業所から申立期間について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳において確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、5万5,000円であり、一方、当該賃金台帳において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準賞与額は、5万2,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木国民年金 事案 698

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 57 年 3 月まで
昭和 52 年に役場に行つて国民年金の加入手続をし、その後は地域の納税組合で納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年に国民年金の加入手続を行つたと主張しているが、市町村が保管している国民年金被保険者名簿には、申立人が 55 年 10 月に住所変更手続を行つた後の現住所が記載されている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 57 年 4 月 6 日に払い出されており、この時点で申立期間の大半は時効により納付することができない期間であるとともに、別の記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から 56 年 1 月 1 日まで
昭和 55 年 1 月から同年末まで、A 事業所に B として勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。調査の上、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が提出した職員名簿等から、申立人が申立期間について A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは平成 15 年 4 月 1 日である。

また、当該事業所では、「申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、職員は基本的に農林年金に加入させていたが、1 年以内の期間を定めて採用した B については、農林年金にも加入させていなかった。申立人についても、保険料は控除していないと思われる。」としており、事実、上述の職員名簿を見ても、申立人は健康保険及び雇用保険に加入していることが確認できるものの、「農林年金」の欄は空欄となっている。

さらに、昭和 55 年分の源泉徴収票を見ると、社会保険料控除額は 17 万 8,393 円と記載されており、この金額からも、健康保険及び雇用保険とは別に、厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。